

～「年末交通事故防止県民総ぐるみ運動」、12/1(金)～12/10(日)～

12月1日(金)から12月10日(日)までの10日間、年末交通事故防止県民総ぐるみ運動が実施されます。

平成29年11月20日現在の県内の交通事故状況は、発生件数が7702件（昨年同時期比800件の減少）、死者数は76件（昨年同時期比2人の増加）となっています。

高齢者が関係する交通事故を見てみると、死者数は40人で全体の半数を占めており、そのうち19人が歩行中に交通事故で亡くなっています。

歩行中に亡くなられた方のうち、約8割となる16の方が「夜間歩行中」に亡くなっています。

《高齢歩行者の方へ》

○ 道路を横断する際は、必ず左右の安全を確認しましょう。

○ 信号機や横断歩道がある場所を横断しましょう。

○ 夜間外出する際は、明るい服装を着用し、反射材用品やLEDライトを活用して、車や自転車に自分の存在を早く知らせましょう。



運動スローガン
まだ行ける 渡れそうでも 待つゆとり

阿
弥
陀
山

12月号

飲酒運転は絶対ダメ！

県内の飲酒運転が関係する交通事故の発生件数は、今年10月末現在で69件と昨年同時期と比べ28件、減少していますが、いまだに飲酒運転による悲惨な交通事故が発生するなど、根絶には至っていません。

身近な人が飲酒運転していませんか？
悪質な犯罪である飲酒運転の根絶
に向けて、

○ 酒を飲んだら絶対に
車を運転しない

○ 酒を飲む席に車を
運転して行かない

○ 車を運転する人に酒を勧めない
ようにしましょう。



車両を提供した場合	酒類を提供した場合	車両に同乗した場合
5年以下の懲役または 100万円以下の罰金	3年以下の懲役または 50万円以下の罰金	3年以下の懲役または 50万円以下の罰金

 年末年始の犯罪に、ご用心



地域ぐるみの声掛けが大切です

年末年始は、金融機関やコンビニエンスストア等を対象とした強盗事件をはじめ、ひたたくりや特殊詐欺、子どもや女性を狙った犯罪などの発生や、初詣における雑踏事故の発生などが懸念されます。

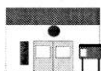
○ 犯罪、事故等から身を守るためにも、地域ぐるみの声掛けや防犯対策等が大切です。

広島県では、安全な県民生活の実現を図ることを目的に、平成15年から「減らそう

犯罪」県民総ぐるみ運動に取り組んでいます。県内では、「地域の安全は地域で守る」ため、多くの方が防犯パトロールや子ども見守りなどの自主防犯活動に参加しています。

あなたも参加してみませんか。参加しようと思われる方は、佐伯警察署までお気軽に相談してみてください。

 お知らせ



☆スリップ事故にご注意を！

早朝には霜が降りる季節になりました。山間部では降雪も認められ、夜間は氷点下を記録するところもあります。今後、路面の凍結も予想されることから、

- ・ 早めに冬用タイヤへ交換する
- ・ 急ハンドル・急ブレーキをしない
- ・ 「時間」と「心」にゆとりを持ち、あわあてない

ようにし、事故防止に努めましょう。

架空請求詐欺のハガキに注意！

最近また、県内で架空請求のハガキが郵送される事案が増えています。

ハガキには「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」との見出しで、「不動産の差押えを強制的に履行」などと脅し文句を並べ立てています。

そして、記載された電話番号に連絡すると、訴訟を取り下げる手続きの名目などで、お金を要求されるというものです。

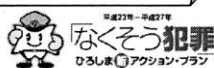
★ 連絡先には絶対連絡しないでください！
★ こんなハガキが届いたら家族や警察に相談を！

総合消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の所有されている関税の付いた商品は通関会社から税関へ輸送されるに従って、通関会社として、貴社が提出された申告をご通知致し、ご審査番号(外)284 通関税の最終期限日を経て訴訟を開始されたことです。尚、ご通知の趣意、被告側の主張を全面的に受容され、執行官がご申告の元、税料を押し返さる。尚、前述、不動産物の売却権を強制的に履行させていたことに基づき裁判所執行官による執行証書の交付を決定していただくこととなります。

給取上下、などのご相談に御座います。ましては当館にて受け取
わけておきますので、職員までお問合せ下さい。

※取り下げ最終期日 平成29年10月12日
法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-6709-1141
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)



広島市防災情報メールの登録はこちらから→entrystk-bousai.city.hiroshima.jp